

電波監理審議会（第1156回）議事録

日時

令和8年5月28日（水）10：00～11：54

場所

Web会議による開催

出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

笹瀬 巖（会長）、大久保 哲夫（会長代理）、長田 三紀、西村 暢史、
矢嶋 雅子

(2) 審理官

古賀 康之、三村 義幸

(3) 総務省

（情報流通行政局）

豊嶋 基暢（情報流通行政局長）、近藤 玲子（大臣官房審議官）、
井田 俊輔（総務課長）、佐々木 将宣（放送業務課企画官）

（総合通信基盤局）

湯本 博信（総合通信基盤局長）、翁長 久（電波部長）、
飯倉 主税（総務課長）、小川 裕之（電波政策課長）、
金子 裕介（電波政策課企画官）、山野 哲也（基幹・衛星移動通信課長）、
五十嵐 大和（移動通信課長）、佐藤 輝彦（移動通信企画官）、
向井 ちほみ（電波環境課長）、松宮 志麻（電波利用環境専門官）

(4) 幹事

松下 文宣（総合通信基盤局総務課課長補佐）（電波監理審議会幹事）

柏崎 幹夫（総合通信基盤局総務課課長補佐）（有効利用評価部会幹事）

4 目次

(1) 開 会	1
(2) 報告事項（情報流通行政局）	
① 令和8年に申請を受け付けるBS放送に係る基幹放送局に関する免許方針 （案）	1
(3) 諮問事項（総合通信基盤局）	
① 無線設備規則の一部を改正する省令案（インマルサットD型の高度化に向 けた制度整備）（諮問第22号）	10
② 電波法施行規則等の一部を改正する省令案（433MHz帯タイヤ空気圧 モニタリングシステム及びリモートキーレスエントリシステムの帯域拡張等 に係る制度整備）（諮問第23号）	14
(4) 報告事項（総合通信基盤局・有効利用評価部会）	
② 電波有効利用委員会報告（案）「社会環境の変化に対応した電波有効利用の 推進の在り方」	22
③ 26GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための 価額競争実施指針に係る価額競争の参加申請の受付結果	38
④ 有効利用評価部会の活動状況	40
(5) 審議事項（有効利用評価部会）	
有効利用評価方針改定案	43
(6) 閉 会	51

開 会

○笹瀬会長 おはようございます。それでは、ただいまから電波監理審議会を開会いたします。

本日の５月期会議につきましては、委員各位のスケジュールの状況を踏まえまして、電波監理審議会決定第６号第５項のただし書に基づき、委員全員がウェブによる参加とさせていただきました。

本日の議題は、お手元の資料のとおり、諮問事項２件、報告事項４件、審議事項が１件となっております。

それでは、議事を開始いたしますので、情報流通行政局の職員の方に入室するよう御連絡よろしくお願いします。

○松下幹事 承知をいたしました。説明者の呼び込みを行いますので、先生方は少々お待ちください。

(情報流通行政局職員入室)

○松下幹事 説明者の入室を確認いたしましたので、笹瀬会長、よろしくお願いいたします。

報告事項（情報流通行政局）

(１) 令和８年に申請を受け付けるＢＳ放送に係る基幹放送局に関する免許方針（案）

○笹瀬会長 それでは、議事を開始いたします。

まず、報告事項「令和８年に申請を受け付けるＢＳ放送に係る基幹放送局に関する免許方針（案）」につきまして、佐々木放送業務課企画官から御説明、ど

うぞよろしく願いいたします。

○佐々木放送業務課企画官 放送業務課の佐々木でございます。それでは、報告を1件させていただきます。

現在、2029年度後半に打ち上げることを目標としておりますBS放送の新規衛星について、本年中をめどに公募を開始するために免許方針の案をパブリックコメントにかけており、6月4日まで実施しております。この内容について御報告をさせていただきます。

おさらい的に制度の概略を御説明いたします。放送法の中で基幹放送普及計画が定められております。その下、基幹放送用周波数使用計画がございます。その上で、ハードとソフトが分離して制度ができておりまして、今回は基幹放送局提供事業者、こちらのハードの免許の方針案となります。

こちらが、我が国の衛星基幹放送に用いられております主な人工衛星でございます。このうち、一番上のBSAT-3c/JCSAT-110Rという、BS・CSの共同衛星がありますけれども、こちらの運用は、2011年から始まっておりまして、設計寿命、燃料寿命が来ておりますので、こちらを実質的には置き換えて、順繰りに予備にまた回していく、そういった活用をしておりますけれども、その代替の衛星になります。

そして、これまで衛星放送のインフラについては、コスト低減に向けた検討が進められてきております。2020年頃の有識者会議から始まりまして、この当時から地上の共同利用でありますとか、BS・CSのハイブリッド衛星の可能性、それから放送事業者との意見交換などが必要であるというような取りまとめがなされてまいりました。それから、2022年、23年を経まして、

こちら、総務省の有識者会議であります衛星放送ワーキンググループのほうで、次の衛星のインフラコスト低減について議論をしております。この概略ですけれども、衛星の調達費用についてハード事業者が複数いる場合は、共同で

調達して打ち上げを行うこと。それから、共同衛星に搭載する中継器というのは、放送用の左旋の中継器は搭載しないこと。また、3番目ですけれども、共同衛星として2029年度の後半に打ち上げることを目標としていること。また、管制の在り方についてはさらに検討を進め、事業者間でも検討が期待される場所ですけれども、インフラコスト低減と運用の両立の安定性を実現するとされております。それから、一番下の線を書いてある場所ですけれども、総務省では、この目標時期までに共同衛星を打ち上げということで、2026年中を目途に公募を開始するための必要な手続を進めるというふうにされております。それが、今回の免許の方針となります。

それから、直近2026年に入ってからですけれども、2月中に、改めまして、インフラの在り方について、放送事業者や衛星のハードのB-SATさんやスカパーJ-SATさんといった衛星放送業に携わる事業者からの意見募集を公開で実施いたしました。26の主体から回答をいただいております。インフラの在り方について、下を書いてあります、ポツで書いてあります事項のような点について意見を募集したものです。

次のページからは、その結果を簡単に御紹介いたします。

衛星放送インフラの調達と整備に関して、留意すべきであると考えている事項について伺ったところ、有識者会議、先ほど御紹介した衛星放送ワーキンググループの取りまとめのとおり、インフラコスト低減に向けて、BSとCSの共同衛星にして調達・打ち上げを行うことが重要であるといった意見が多くございました。また、そのほか左旋は搭載しないでありますとか、過剰なスペックを避けることでありますとか、意見が出ております。

(2)ですけれども、インフラコストに係る透明性の確保について問うたところ、このインフラ提供事業者、ここではハード事業者のことを指しておりますけれども、事業計画の概要やコスト構造、こういった情報の提供であります

とか、コスト低減に向けた計画の提供を期待するという意見が多くございました。

それから、衛星放送インフラのコスト低減化のために留意すべきであると考える事項ということで伺ったところ、いろんな意見が寄せられましたけれども、一律のサービスや利用料金でやるのではなくて、放送事業者側が求めているサービスの内容に応じた利用料金の算定方法を導入してほしいという意見が多くございました。こちら、言うなれば、メニュー表をきめ細かく設定してほしいというような趣旨の内容でございます。そのほかにも、下にも書いてございますけれども、多数意見が寄せられたところでございます。

安定的な運用のために留意すべきであると考える事項について問うております。ここでは、コスト面に比べて予備衛星の運用体制でありますとかサイバーセキュリティ、それから地上設備のほうの耐震バックアップ機能、こうしたところをコスト面だけではなくて品質安定性もしっかりやってほしいという意見が多くございました。

それから5番目ですけれども、衛星放送普及のために、衛星放送インフラの提供事業者、ハード事業者が留意してもらいたいと考える事項ですけれども、こちらについては、定期的な約款変更は行われておりますが、放送事業者側の意見も十分に聞いてほしいということだと思っておりますけれども、参画した形で検討をする場がほしいという意見が複数ございました。

これらの意見を踏まえまして、今回、免許方針のほうを検討させていただいたところです。今回ですけれども、2つのステップで審査をする見込みになろうと思っております。1つが絶対審査事項、このページに書いておりますことですけれども、最低限申請者が満たすべき基準でございます。これを電波法関係審査基準と加えて、この審査事項で審査を行おうと考えております。その上で比較審査ですけれども、複数の申請者が、こうした絶対審査事項であるとか

電波法関係審査基準をクリアして、かつ希望する周波数が重複している場合には、比較審査事項で比較審査を行って、上位の申請者に予備免許を付与するという、そういうステップを想定してございます。

内容ですけれども、衛星調達の方法等、これらについては、特徴的にはカの部分でございます。3行にわたってちょっと複雑な書きぶりにはなっておりますけれども、要は、ここの部分で、BSとCSの共同衛星とすることというのを条件として書かせていただいております。この辺が、通常、これまでのものとの違いになるかと思います。

それから（2）ですけれども、放送事業者側への情報開示について書いてございます。情報開示の方法を具体的に定めて、衛星放送事業者に対して等しく情報開示を行うということを条件としてございます。

それから、コストのところでございます。負担額です。イのところですが、既存のものよりも低廉なものであることを条件にしてございます。また、エのところですが、提供条件に応じて料金区分を設定することということで、一律の料金ではなくて複数選べるようなものにしていただきたいということを書いてございます。

それから（4）ですが、放送事業者側からもしっかり意向を聴取する、これを明確に定めてほしいということでございます。

これらを満たす申請者が2以上で、希望する周波数が重複している場合は、次のページの比較審査の事項で見ていくということになります。

こちらですけれども、この（1）から（5）までの事項で配点をつけて優劣を比較していきます。同点の場合もあるかと思いますが。

（1）ですけれども、事業計画に関して、資金であるとか整備の計画、それから技術の確保の計画、これらがしっかりしているかというのを判断いたします。それから（2）ですけれども、調達や打上げに関する費用を低減するため

の計画が充実していること、安くするための工夫がしっかりしているかということを見させていただくということになります。それから（３）ですけれども、安定的な提供、普及を図るための事項ということで、ア、イ、ウ、エの４つ掲げておりますけれども、放送事業者側とのコミュニケーションをしっかりとっていく、そういった計画があるかどうかということを見させていただくことになります。（４）ですけれども、こちらは予定している料金がより低いことという趣旨の基準でございます。最後、（５）のところが安全信頼性確保についてサイバーセキュリティ、自然災害対策、経済安全保障、それから物理的な脅威、人とかテロとか、そういうのも含めてですけれども、この辺の対策は充実しているかということを見させていただくような、こういった形になってございます。

今後、パブコメが終わりましたところで、意見の内容を踏まえて免許方針のほうをつくりまして、今年中にまた審査の結果を電監審のほうに諮問させていただくと、こういうことを想定してございます。

当課からは以上でございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、御質問、御意見よろしく願いいたします。順番にお伺いしていきます。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。御説明ありがとうございました。今御説明にあったとおり、今の放送事業を取り巻く環境からすると、やはりコスト低減というのは大変重要、不可欠なものになると思います。ただ一方で、今の全体の経済環境からすると、コストアップの方向に全体の流れが変わってきていますので、実際の事業化計画というか調達計画含めて、その辺りはしっかりと検証していただきたいというふうに思います。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。事務局から何か回答ございます

か。

○佐々木放送業務課企画官 おっしゃるとおり、事業計画のほう、しっかり検証審査のほうさせていただくように心がけます。ありがとうございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 放送事業者さんの皆さんが責任を持って放送を流していただいているコンテンツはとても大切なものだと思いますので、合理的に、でも、かつ、きちんとした形で今後も放送が続いていくような、皆さん、知恵を出し合って頑張っていっていただきたいなと思っておりますので、今後も丁寧に検討しながら進めていっていただければと思っております。よろしくお願いします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員 西村です。御説明ありがとうございました。報告いただきました内容について、1点だけ確認をさせていただければと思っております。

今回、共同調達あるいはコスト低減というような形で、申請者あるいは申請者以外との連携という形で、今回、免許に対する申請が行われるかと思っております。そういったしました場合に、この免許というのは、申請者はもちろんでございますけれども、申請者以外との連携といった場合に、申請者以外にもこの免許は付与されると、そういうふうな理解でよろしゅうございましょうか。あるいは、何か別に定め等がございましたらお教えいただければと思います。

以上でございます。

○佐々木放送業務課企画官 お答え申し上げます。今回は、あくまで申請者に免許を付与するというものになります。申請者以外としては、連携先としては、例えばCSの基幹放送局を運用している事業者さんとしっかり合意を結んで、

こういった条件で打ち上げるとか、そういったものはあろうと思いますけれども、今回あくまでB Sのほうの持分の免許に関するものですので、申請者のみが免許の対象となります。

○西村委員 ありがとうございます。そうしましたら、やはり申請者以外の方との連携についても、これは審査の項目に入っているというふうな理解でも、それもよろしいでしょうか。

○佐々木放送業務課企画官 連携なくB SとC Sの共同衛星を上げるということとは難しいと思いますので、その点はちゃんと合意書みたいな同意が交わされていて、連携できるかというのは条件にはなると思います。前提にはなろうと思います。

○西村委員 よく分かりました。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 御説明どうもありがとうございます。調達方法について、やはり柔軟性を持たせるものでありますので、私としては、この免許方針案に賛同するものです。

以上となります。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

私も、この案でよいと思います。

1点だけ確認ですけれども、先ほど大久保会長代理がおっしゃいましたように、いろんな物価なり設備機器の部品の値段が上がっておりますので、低廉なものにするというのはかなり負担になるような気もしますが、これに関してはある程度めどが立っているのでしょうか。こういう申請をされる方が、もちろん衛星は昔はかなり高かったんですけども、安くなるといっても、やは

り最低の費用は必要ですので、そういう意味で必ず低廉なものにできるという
めどのようなものは、事業者なり、そういう見込みがあるのでしょうか。

○佐々木放送業務課企画官 日常的な意見交換の中で、何とかそうした内容の
事業計画を立てられるのではないかという感触を受けております。経済状況を
踏まえながら、コスト削減と運用の安定性とを両立していただくように頑張っ
ていただくということかなと思っております。

○笹瀬会長 分かりました。どうもありがとうございました。

それでは、その他追加の質問、御意見等ございませんでしょうか。よろしい
でしょうか。

それでは、以上で報告事項は終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○佐々木放送業務課企画官 ありがとうございます。失礼いたします。

○笹瀬会長 以上で、情報流通行政局の議事が終了いたしましたので、情報流
通行政局の職員の方、御退室よろしく申し上げます。

続いて、総合通信基盤局の議事に入りますので、総合通信基盤局の職員の方
に入室するよう、御連絡よろしく願いいたします。

(情報流通行政局職員退室)

(総合通信基盤局職員入室)

諮問事項（総合通信基盤局）

(1) 無線設備規則の一部を改正する省令案（インマルサットD型の高度化に
向けた制度整備）（諮問第22号）

○笹瀬会長 それでは、議事を再開いたします。諮問第22号「無線設備規則の一部を改正する省令案（インマルサットD型の高度化に向けた制度整備）」につきまして、山野基幹・衛星移動通信課長から、御説明どうぞよろしくお願いいたします。

○山野基幹・衛星移動通信課長 ありがとうございます。基幹・衛星移動通信課の山野でございます。

それでは、諮問第22号について御説明させていただきます。

まず、1ページ目でございますが、諮問の概要などをまとめたものでございます。詳しくは2ページ目以降に出てきますので、ここでは説明を省略させていただきます。

それでは、2ページ目を御覧ください。今般の制度整備の概要となります。まず、対象システムは、インマルサット衛星を利用するシステムのうちD型というものになります。当初、アルファベット順に名称がつけられておりまして、既に終わったものもありますけれども、現在では、D型のほかにC型、F型などのサービスもございます。

このD型でございますが、観測機器や、それから監視機器などで取得したデータのほか、重機などの車両や船舶といったいわゆる動的資産の位置情報や動作情報などを、テレメトリーデータとして、インマルサット衛星経由でやり取りをするシステムとなっております。日本でも様々なシーンで利用されています。

今回、このD型のサービスの提供事業者から、既に利用されている端末のソフトウェアをアップデートすることで、より高速な通信が可能となるような対応を行いたい旨、要望がございました。今般、それを受けまして、無線設備規則の一部を改正するものでございます。

資料の左下に記載しておりますが、最大の通信速度が1.8キロbpsから、

25.6キロbpsになるほか、デューティサイクルを高めて動作間隔を密にしたり、レイテンシを短縮させることで、トータルで最大約40倍の高速化が見込まれているものです。これは、動作のロジックのプログラムを更新することで、より効率的に通信が可能となるというものでございます。

次に3ページ目を御覧ください。

現在、無線設備規則で規定しております現行のD型システムの技術基準と、今回、高速化して高度化するシステムの改正点を表にしたものです。変更点は上から7番目の送信速度だけになります。赤字で書いてありますが、今回新たに対応可能となります送信速度を技術基準に選択肢として追記することを考えております。改正事項は送信速度だけになります。次に4ページ目を御覧いただけますでしょうか。

こちらの、14番目に周波数の記載がございます。送信が1.6ギガ帯、受信が1.5ギガ帯、いわゆるLバンドと言われている帯域でございますが、同じ帯域を共用しているシステムに、例えばインマルサットの他のシステムのほか、電波天文の業務がございます。また、隣接帯域にも電波天文業務がございます。こういったシステムとの共有につきましては、今回、送信速度以外の技術基準、電波に係る様々な技術基準等々は変わりませんので、他のシステム、例えば電波天文などへの干渉が増えることは想定されません。

なお、同一もしくは隣接の帯域を使用している電波天文に対しましては、これまでの技術的条件などを踏まえまして、有害な干渉を与えないよう、あらかじめ関係者と協議をして、サービス開始前に必要な措置を行うことを合意する、必要に応じて、例えば利用制限エリアを設定するなど、これまでも必要な運用を行ってございます。

今回、ソフトウェアのアップデートを行って送信速度が速くなりますけれども、こちらの共用条件は変わりませんので、これまで同様、必要な調整や、運

用などを行うことで干渉が増えるということはないものと考えてございます。

従来の対応で許容可能と考えてございます。

続いて、7 ページ目を御覧ください。

改正省令の一覧でございますけれども、先ほど御説明したとおり、無線設備規則のみとなります。具体的には、送信速度を追記するということになります。その他の省令や、告示などの改正はございません。なお、省令を改正した後の施行期日でございますけれども、公布の日をもって即日施行とする予定としております。

続いて、8 ページ目を御覧ください。

こちら、電波監理審議会の諮問に先立ちまして意見募集を行いました、その結果でございます。2 件、意見提出がございました。

1 件目でございますが、今回の改正は大変有意義で、この制度整備をぜひとも推進していただきたいという旨の賛同の御意見となります。2 件目でございますが、提出者が不明のものでございますけれども、今回の意見募集に直接関係しない内容であると考えられますので、総務省の考え方に書いているとおり、今後の検討に当たって参考とさせていただく旨を記載してございます。これらの御意見を踏まえて、改正案の修正などはございません。

次の9 ページ目以降は、参照条文、諮問書、その他実際の改正条文などをつけてございます。説明は省略いたしますが、最後に1 点だけ御紹介させていただきたいと思います。

13 ページ目を御覧ください。

こちら、具体的な改正内容ですけれども、この新旧対照表のとおり、上が改正後の条文案でございますが、送信速度の一文を追加して、これまでの送信速度と並べて記載することで選択可能な形にするというものでございます。

手短でございますが、説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願い

いたします。

○笹瀬会長 御説明どうもありがとうございます。それでは、御質問、御意見
よろしく願いいたします。順番にお伺いしていきます。大久保会長代理、い
かがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。適切な改正内容だと思います。同意いたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 長田も同意いたします。ありがとうございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員 西村です。御説明ありがとうございました。適切な改正省令案だ
と思います。以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございます。私も適切な案だと考えております
ので、同意いたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。私も適切な案だと思いますので、
この改正案で同意いたします。どうもありがとうございました。

○山野基幹・衛星移動通信課長 ありがとうございます。

○笹瀬会長 ほかに追加の御質問、御意見ありませんでしょうか。よろしいで
しょうか。

それでは、諮問第22号は諮問のとおり改正することが適当である旨の答申
を行いたいと思います。どうもありがとうございました。

(2) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案(433MHz帯タイヤ空気
圧モニタリングシステム及びリモートキーレスエントリシステムの帯域拡張等
に係る制度整備)(諮問第23号)

○笹瀬会長 それでは、続きまして、諮問第２３号「電波法施行規則等の一部を改正する省令案（４３３MHz帯タイヤ空気圧モニタリングシステム及びリモートキーレスエントリシステムの帯域拡張等に係る制度整備）」につきまして、五十嵐移動通信課長から、御説明どうぞよろしくお願いいたします。

○五十嵐移動通信課長 おはようございます、移動通信課長の五十嵐です。

それでは、諮問第２３号、４３３MHz帯タイヤ空気圧モニタリングシステム及びリモートキーレスエントリシステムの帯域拡張等に係る制度整備につきまして、御説明申し上げます。

まず、これらのシステムがどういったものなのかということについて簡単に触れさせていただきます。

自動車のタイヤの空気圧を適正に保つということは、バースト事故の未然防止に大変重要とされております。このため、タイヤの空気圧ですとかタイヤの温度を、電波を用いて運転席で把握できるように伝送する装置がございまして、名前のとおりですが、タイヤ空気圧モニタリングシステム、以後、略してTPMSと呼ばさせていただきます、と呼ばれております。これは装着が義務化されている国もございます。

また、ドアロックのリモコン、こちらはリモートキーレスエントリ、略してRKEと呼んでおりますが、同じ周波数の電波が使われております。

資料の表紙にございます１番、諮問の概要でございます。自動車の国際的な流通が拡大する中で、４３３MHz帯を使用するTPMSとRKEについては、その使用帯域を欧米並みに拡張することが求められているということで、情報通信審議会において技術的条件の検討を行っていただきまして、本年４月に一部答申をいただいたところです。また、TPMS／RKE以外にも、コネクテッドカーですとか自動運転技術、車内無線LANなどの導入に伴いまして、自動車には様々な無線設備が搭載されてきておりまして、工事設計認証に係る手

続の迅速化ですとか負担軽減といったものが求められている状況です。

こうしたことを踏まえまして、TPMS／RKEに係る技術基準の変更と、自動車に搭載される無線システムに関する技術基準適合自己確認制度の拡大を行うため、関係規定の整備を行うというものでございます。

2番の改正概要です。433MHz帯TPMS／RKEについて、他の無線局に妨害を与えないための機能について規定するとともに、使用帯域の拡張のため使用する周波数に係る規定を変更しまして、さらに一の筐体に収められ、かつ容易に開けられないとする筐体要件の削除を行います。また、TPMS／RKEを含む自動車に搭載される無線設備を特別特定無線設備として追加しまして、技術基準適合自己確認制度の対象とすることといたします。

3番、施行期日につきましては、本日御答申いただきました速やかに改正手続を進める予定でございまして、公布日の施行を予定しているところです。

4番、意見募集の結果ですが、この改正案に関しまして、行政手続法の規定に基づく意見募集を4月3日から5月7日までの期間、実施しました。そうしたところ、意見の提出が48件ございましたので、概要は後ほど御説明申し上げます。

2ページ目をお願いいたします。

TPMS／RKEについては、我が国では315MHz帯を長らく使用してまいりましたけれども、世界的には433MHz帯が主流となっております。このため、日本でも昨年、令和7年に433MHz帯のTPMS／RKEを制度化したところですが、さらなる国際的な周波数協調の観点から、使用周波数の幅を欧米並みに拡張するといったことが求められております。また、冒頭御説明しましたように、車に搭載される無線設備が多様化しているということから、サプライチェーンや生産拠点の変更等に迅速に対応できるといったことも求められております。

そのため、製造技術業者等供給者自らが技術基準への適合を確認することによって、認証に係る手続の迅速化・負担軽減といったものを図るために、自己確認制度の対象となる特別特定無線設備として、自動車に搭載される特定無線設備を新たに追加したいというふうに考えております。

具体的には、右下の表にございますように、スマートキー、空気圧センサー、ミリ波レーダー、車内センサー、無線LANルーターに利用される各種の無線設備を対象とすると考えております。

3 ページ目をお願いいたします。

こちら、昨年9月に公表されました日米間の枠組み合意に関する共同声明でございます。この共同声明では、下線部のところですが、米国で製造され、かつ、米国で安全が認証された乗用車について、日本国内での販売のため追加試験なしで受け入れるといった条項が含まれております。今後、自動車の国際的な流通が拡大することが見込まれます。

4 ページ目をお願いいたします。

こうしたことを背景としまして、433MHz帯のTPMS/RKEを欧米と同等の技術基準となるように使用周波数帯域を拡張するとともに、筐体要件を削除する改正を行いたいと考えております。

筐体要件と申しますのは、不法な改造を防ぐために、筐体を簡単に開けることができないようにすることを求めていたものを言います。かつては有効な手段でありましたが、こちら、日本特有のルールとなっているということから、国際的な流通拡大にそぐわないという指摘がある一方で、特にTPMS/RKEのように、現在の小型の装置では、無線の根幹といったものも集積回路にて制御されておりまして、実質的に改造の余地がほとんどないということで、実益に乏しいのではないかという御指摘があったことによるものです。

5 ページ目、をお願いいたします。

こちら、技術基準値適合自己確認のところですが、特定無線設備の中で、混信その他の妨害を与えるおそれの少ない特別特定無線設備の工事設計について、製造業者や輸入業者が一定の検証を行って、電波法に定める技術基準への適合性を自ら確認し、総務大臣に届出することにより行うというものです。

技適マークは、自己確認を行って届出を行った製造業者または輸入業者が付すことができまして、届出業者は、工事設計に基づき、製造された無線機器に対する検査の履行義務を負うという仕組みです。

6 ページ目をお願いいたします。

対象となる特別特定無線設備は、電波法において、無線設備の技術基準、使用の態様等を勘案して、他の無線局の運用を著しく阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれが少ないものとして、総務省令で定めるものと規定されております。今回、特別特定無線設備に指定することを検討いたします無線設備のうち、小電力データ伝送以外の無線設備については、技術基準に関して、空中線電力が特定無線設備の中でも比較的小さく、小電力データ伝送、無線LANルーターについては、他の無線局等との共用を前提として、混信を回避する機能を具備していることから、技術基準の観点からは、他の無線局の運用を著しく阻害するおそれが高くないと考えられます。また、使用形態として、自動車は道路運送車両法令に基づき所有者の登録が必要であることから、仮に他の無線局に混信を与える事象が発生したとしても、混信源の無線設備を搭載した自動車の所有者を特定して、混信排除要請を行うことは可能です。

以上のとおり、無線設備の技術基準及び使用の態様を勘案しまして、今回検討します無線設備については、特別特定無線設備として追加する要件を満たすと考えております。

7 ページ目をお願いいたします。

こちらが、御説明申し上げた改正案の内容の概略をまとめたものとなっております。

ございます。

8 ページ目をお願いいたします。

こちらが、今回実施いたしました改正案に対する意見募集の結果と、その意見に対する総務省の考え方をまとめたものでございます。意見募集は、4 月 3 日から 5 月 7 日までの 3 5 日間実施いたしまして、法人・団体から 1 件、個人から 2 9 件、匿名 1 8 件の御意見をいただきました。一番多くお寄せいただいた御意見として、こちらの 1 ポツ目ですが、T P M S / R K E からアマチュア業務への影響を懸念する御意見です。これらの御意見に対する総務省の考え方としましては、T P M S / R K E については、情報通信審議会陸上無線通信委員会報告における実機試験の結果、混信による音質劣化が認められはするものの、音声に対するメリット評価において、評価 0 から 5 の 6 段階中、評価 3 の普通から評価 4 の良いのレベルを確保することが見込まれること、送信時間制限が課せられていること、自動車が移動することにより緩衝状態が固定されるおそれが少ないこと、そして、アマチュア局と T P M S / R K E の送信電力の差が大きいことなどから、実運用において継続的かつ重大な障害を引き起こす可能性が低いので共用可能であると考えますとしております。

次に多くいただきました御意見は、アマチュア局から T P M S / R K E への影響を懸念する御意見です。これらに対する考え方としましては、アマチュア局から T P M S / R K E の影響については、同じ報告において、一次業務のアマチュア業務との周波数共用を前提に、4 3 3 M H z 帯 T P M S / R K E の導入に当たっては、そのシステム設計等の工夫ですとか、利用者への周知を図るなどの取組が必要となるとされておりますので、民間規格においてこれらの対応が盛り込まれておりますとしております。すなわち、T P M S / R K E 側で対策することとしております。

3 番目が、技術基準に適合しない無線設備の運用を懸念するという御意見で

す。これらに対する考え方としましては、技術基準に適合しない無線設備については、不法無線局に対する電波監視、それから製造業者、輸入業者、販売業者に対する基準不適合設備に関する勧告等の取組を引き続き進めてまいりますとさせていただきます。

4番目が、433MHz帯以外の周波数の使用を求める御意見というものです。これらの御意見に対する考え方としましては、本件は、そもそも諸外国におけるTPMS／RKEの主要周波数として433MHz帯が主流となっているということを踏まえて、かつ自動車の国際的な流通拡大の対応を図るということで、ほかの周波数帯では趣旨を達成することができないものと考えますとしております。

それから、その他の意見としまして、改正案の文言の不備を指摘する御意見をいただきましたので、御指摘を踏まえて修正を行っております。

あとは、アマチュアの手配プランですとか、占有周波数帯幅に関する規制の撤廃などを求める御意見というのもございました。こちらについては、今後の政策の検討の参考とさせていただくとしております。

詳細は、資料を御覧いただければと思います。

次ページ以降に、提出いただいた御意見と考え方の全文、それから続きまして、参照条文、諮問書、省令等の改正案をおつけしておりますが、恐縮ですが、御説明割愛させていただきます。

私からの御説明は以上となります。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうも御説明ありがとうございました。それでは、御質問、御意見よろしくお願ひします。これも順番にお伺ひしていきます。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 御説明ありがとうございました。適切な内容の改正案だと思ひ

ますので、同意いたします。

1つだけ、参考のために教えていただきたいのですけれども、欧米の規格と
いうか、そういうものに合わせていくということ、これは、今後の日本の自動
車産業などを含めて必要だと思うのですけれども、欧米の規格というのは、何
かグローバルスタンダードみたいにかちつとしたものが1つあるということな
のでしょうか。それとも、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア
ぐらいでしょうけれども、そうした欧米の各国が、今回、変更する指定周波数
帯に大体収まっているので、それに合わせたということなのでしょうか。もし
分ければ教えていただければと思います。

○五十嵐移動通信課長 御質問ありがとうございます。後者です。実際にこの
周波数帯がデファクトスタンダードというものになりまして、実はアメリカも
日本と同じ315MHz帯を使っておりました。今も使えるんですけれども、
ところが、世界的には433MHz帯というのが多く使われるようになりまし
て、ヨーロッパを中心に、それがだんだんと広がってきているというのが実情
でございます。

○大久保代理 分かりました。ありがとうございました。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、長田委員、いかがで
しょうか。

○長田委員 ありがとうございます。丁寧に検討された結果だと思いますので、
同意いたします。ありがとうございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員 西村です。御説明ありがとうございました。私も省令案に賛同い
たします。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございます。グローバル化に伴う適切な対応だと思っております。賛同いたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

私もこの案に賛成です。ちょっと1点だけお伺いしたいんですけども、このキーレスエントリシステムは非常に重要です。これはセキュリティーの面でも、特に315と433では、こういうのはセキュリティーというんですか、ちゃんとロックがかかっているとか、外から開けられないということに関しては、もう国際的な標準みたいなものがあるんでしょうか。

○五十嵐移動通信課長 そちらにつきましても、各社の工夫でセキュリティーを確保しているというのが実情でございます。周波数が315MHz帯でも433MHz帯でも、そういったことについては特に違いがございませんでして、上に乗るプロトコルによって相互に、車が鍵を認証したりといったことがなされまして、そういったところで確保されているというところでございます。

○笹瀬会長 分かりました。どうもありがとうございました。

○五十嵐移動通信課長 ありがとうございます。

○笹瀬会長 ほかに質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、諮問第23号は諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を行います。どうもありがとうございました。

○五十嵐移動通信課長 どうもありがとうございました。

報告事項（総合通信基盤局・有効利用評価部会）

（2）電波有効利用委員会報告（案）「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」

○笹瀬会長 それでは、続きまして、報告事項に移ります。報告事項、電波有効利用委員会報告（案）「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」につきまして、金子電波政策課企画官から、御説明どうぞよろしくお願いいたします。

○金子電波政策課企画官 電波政策課の金子でございます。私からは、電波有効利用委員会報告（案）について御説明をさせていただきます。

まず、スライド2でございます。

電波有効利用委員会につきまして、令和7年2月、社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進に関する事項を審議するために設置されております。委員会の下に7つの作業班を設置しまして、様々な政策課題について議論を行っております。現在、4月29日から6月2日まで、電波有効利用委員会報告案のパブリックコメントを行っておりまして、スライド3と4については、その目次をお示ししております。

第1章は、情報通信審議会へ諮問を行った背景をまとめておりますので、割愛をさせていただきます。

続いて第2章は、電波有効利用の基本的方向性です。電波利用の進展、技術の多様化が進んでおり、今後も周波数がますますひっ迫する中、電波の利用状況やニーズ、技術トレンド等を勘案して、さらなる周波数共用や継続的な電波の有効利用を促す方策について不断の検討が必要と整理されております。

続いて第3章は、周波数割当の在り方です。

スライド9、運用調整の在り方につきまして、同一の周波数を使用する無線局の運用に当たっては、相互に干渉しないよう一定の距離を保った位置や移動範囲を設定し、運用エリアが重複しないよう免許が行われてきております。近年では、免許人等による運用調整を行うことにより、より柔軟かつ稠密な電波利用を図る無線システムの利用が広がっております。現状の運用調整は、民間

主体であることから、柔軟性が高い反面、紛争時の強制力が弱く、外国事業者等には拘束力が弱いという問題があるため、運用調整の在り方について、制度整備に向けた検討を進めることが適当と整理されております。

続いて第４章は、無線局の免許制度等の在り方です。

スライド１２、携帯電話につきまして、Sub 6・ミリ波等の周波数帯の１層の活用、非居住地域における通信環境確保の観点から、可搬型基地局や高周波数帯の基地局を利用ニーズに応じて柔軟に設置・運用することができるよう検討を進め、必要な制度整備を行っていくことが適当と整理されております。

続いて、スライド１３、全国ＢＷＡにつきまして、平成１９年にＢＷＡが制度化された当初、技術間競争及び新規参入の促進を図るために、全国携帯電話事業者等以外の者に割り当てることとし、全国携帯電話事業者の全国ＢＷＡ事業者に対する出資を３分の１未満に制限する規制を導入したところです。今後、全国ＢＷＡにおけるサービスの高度化に向けた設備投資を促進し、当該周波数のさらなる有効利用を図っていく必要があるということを踏まえまして、資本規制の見直しを進めていくこと、その際、全国ＢＷＡ周波数のさらなる有効利用及び周波数の利用の公平性等を確実に担保していく観点から、各種のフォローアップも着実に進めていくことが適当と整理されております。

続きまして、スライド１４、地域ＢＷＡ・ローカル５Ｇにつきまして、地域を支える通信インフラとして重要な役割を担っている地域ＢＷＡやローカル５Ｇのさらなる普及展開を図る観点から、より柔軟な運用や免許手続の迅速化に向けた検討を行っていくこと等が適当と整理をされております。

続きまして、衛星通信につきまして、衛星コンステレーションをはじめとする衛星通信技術の進展に適切に対応し、今後も円滑なサービス導入が可能となるよう、衛星通信に関連する免許や電波利用料等の制度の在り方について検討を行い、制度整備を進めることが適当と整理されております。

続いて、免許申請手続等の在り方につきまして、令和7年の電波法改正によりまして、無線局の免許状等のデジタル化、電子申請等の義務化が始まっておりますが、申請者等への丁寧な周知広報や適切なサポートを実施しながらその対応を進めていくとともに、今後のさらなる免許申請手続等の簡素化・効率化に向けた検討を行うことが適当と整理されております。

第5章は、無線を利用したビジネス促進の在り方でございます。インフラシェアリングにつきまして、5G用に割り当てられた高い周波数の活用が進む中、特に屋内におきまして、基地局設備等の設置スペースが限られておりますため、インフラシェアリングの活用が不可欠となっております。屋内等におけるインフラシェアリングの円滑な推進に向けて、主要なステークホルダー間で適切な協力関係が構築されるよう、まずは民主導による取組を促進すること、また、アクティブシェアリングにつきましては、市場環境に与える影響等を踏まえつつ、制度及び運用上の論点について整理・検討を進めることが適当と整理されております。

第6章は、電波の利用環境の在り方となっております。スライド19、携帯電話のエリア整備、基地局強靱化に対する支援策の在り方でございます。総務省では、これまでも条件不利地域における携帯電話の基地局整備や、大規模災害に備えた携帯電話基地局の機能維持、強靱化対策を推進してきておりますが、今後もこうした支援策等を通じて必要な対応を行っていくことが適当と整理されております。

第7章は、その他必要と考えられる事項となっております。電波利用料制度は、電波法におきまして少なくとも3年ごとに検討を加え、必要があると認めるときは、その検討の結果に基づいて所要の措置を講ずることとされております。そのため、電波政策・電波利用の動向や携帯電話事業者による無線通信技術発展・社会インフラ整備への取組等も勘案した上で、必要な時期に検討を進

めること。また、料額を定める仕組みにつきましても、現行の算定方法を基本としつつ、技術進展等による新たな電波利用体系も踏まえ、次期見直しに向けた検討を進めることが適当と整理されております。

続きまして、第9章は、空の利用拡大の進展段階に応じた電波利用政策の方向性でありまして、こちらは電波上空利用作業班での検討結果を取りまとめたパートとなっております。

スライド22、検討の背景でございます。近年、航空分野では航空機の遠隔操縦の実現やドローンの飛行範囲の拡大といった新たな飛行形態が出現しつつあり、通信技術におきましても、衛星コンステレーションを中心に航空分野で利用可能な新たな通信手段が登場しつつあります。航空分野における電波の利用拡大を見据えた今後の電波利用政策の在り方及び航空分野の電波利用に関しまして、優先して対応すべき政策課題について検討を行うため、電波上空利用作業班が設置されております。

スライド23から26は、その検討の背景となる情報をまとめた資料ですので、説明は割愛をさせていただきます。

電波上空利用インフラの実現に向けた視点について、今後、航空分野における上空の利用が拡大することに伴いまして、通信をはじめとする電波上空利用インフラの役割が不可欠となるといったことが予想されます。電波上空利用インフラの実現に当たりましては、中長期的な空モビリティの運航の変遷や通信機器等の技術進展、国際動向を見据えて国内事業者等からの要望をはじめとする短期的な通信インフラの実装ニーズを取り込んだ上で、段階的かつ戦略的に取り組むということが必要でございます。政策課題を体系的に整理し集約していく上で、安心安全の確保、最新技術の導入、国際標準化という視点を持って一貫して取り組んでいくということが適当でありまして、その際に留意すべき観点がスライド28にまとめられております。

スライド29、実現に向けた環境整備につきまして、電波上空利用インフラの実現のための環境整備に向け、先ほどの視点を元に取りまとめた政策課題と、その政策課題に対する考え方が示されています。

上空でのKu帯ブロードバンド衛星通信利用につきましては、各国の制度整備状況も踏まえつつ、上空や陸上での移動利用等、衛星通信端末のより広範な利用に向け検討を進めることが必要と整理されています。

衛星ダイレクト通信による端末の上空利用につきましては、現行の衛星ダイレクト通信の制度化時には、携帯電話端末は地上での利用を想定して他の既存業務との共用検討が行われていますが、端末を上空で利用した場合にどのような影響が生じるのかという確認を行いまして、その利用可能性を検討することが適当と整理されています。

地对空直接通信につきましては、ドローンの地对空通信に関して、より遠距離での利用を望む御意見があったところ、既存無線システムの送信電力の増加に当たっては、各国の動向、他の無線通信システムへの影響なども踏まえた検討が必要と整理されています。また、操縦者が搭乗しない航空機である無操縦者航空機の制御用通信につきまして、ICAOでの国際的な標準化に向けた動向を踏まえて検討することが適当ということで整理をされています。

その他の課題と検討の方向性を、スライド30にまとめております。

続きまして、スライド31は、次世代の航空機が安全かつ高度に運用される社会の実現に向け、上空における電波利用の将来像等と、それを支える制度・技術の整備計画をロードマップとして取りまとめております。2020年代後半の初期商用運航から2040年代の自動自立高密度運行に至るまでのフェーズに分けまして、制度整備、技術開発、標準化の3つの視点から将来展望を示しております。

続いて、第10章は、我が国として重点的に取り組むべきワイヤレス技術分

野の推進方策でありまして、重点技術作業班での検討結果を取りまとめたパートとなっております。

まずは、その背景につきまして、電波を用いるワイヤレス技術は、いつでもどこでもつながる情報通信ネットワークの実現に必要不可欠であり、センシング、制御、エネルギー伝送といった通信以外の用途にも用いられるなど、その利用範囲が拡大しております。一方で、これらのワイヤレス技術を支える我が国の機器メーカーが置かれているビジネス環境が厳しい状況にあることワイヤレスネットワークの整備運用やそれを利用するためのサービス開発、ユーザー産業におけるワイヤレス人材が不足していること、ワイヤレス技術の重要性やワイヤレス分野を取り巻く危機感が広く国民に理解されていないことなどが課題になってございます。我が国のワイヤレス技術の立ち位置を調査分析し、産業競争力の確保、経済安全保障の観点も踏まえ、我が国として重点的に取り組むべき技術分野と、その推進方策について検討を行うために、重点技術作業班が設置をされております。

スライド35から39は、検討の背景となる情報をまとめた資料ですので、説明は割愛をさせていただきます。

スライド40におきましては、我が国として重点化すべき技術領域と、当該領域におけます我が国が残すべきワイヤレス技術の特定に向けて、共通・基盤的、公共分野をはじめとする5つの軸を踏まえることが適当ということで整理をされております。

この5つの軸を踏まえまして、スライド41、重点技術の全体像として、2030年代に向けた市場、技術動向を踏まえ、ワイヤレス技術が求められる主要なシステムを念頭に置いた左側のシステム技術領域と、それらを支える右側のコア技術領域の大きく2つから整理しております。

スライド42から56にかけましては、重点技術領域の目的・必要性や、各

領域における工程表などをまとめた資料ですので、こちらも説明は割愛させていただきます。

スライド57から59につきましては、重点技術領域の推進方策をまとめてございます。

これらを踏まえまして、今後の進め方でございます。重点技術の推進方策に基づき、各種施策について産学官が連携した取組を強力に推し進めることが適当、引き続きワイヤレス分野の技術インテリジェンスやサプライチェーンの状況について、解像度を上げた調査・分析を行い、政策的な課題を継続的に把握、検討していくこと、そして、工程表を毎年度更新すること、その際、技術ありきの取組とならぬよう、関係する企業等のビジネス上の戦略やマーケット分析を十分に踏まえること、取り組むべき技術について適時に取捨選択を行っていくこと、日本成長戦略会議において取りまとめられる官民投資ロードマップや総務省で開催している情報通信成長戦略官民協議会において取りまとめられる政策パッケージも踏まえた政策を講ずることが必要と整理されております。

続きまして、第11章は電波監視の在り方でございます、電波監視作業班での検討結果を取りまとめたパートとなっております。

まず、検討の背景につきまして、電波監視や不法無線局の排除は電波の利用秩序の維持に必要不可欠でありまして、総務省では電波監視業務として電波監視設備等を用いて不法無線局の特定・排除に向けた対応を行ってきております。

一方で、近年、電波利用環境の変化が顕在化しておりまして、これらの変化に対応し、限られた人的資源で電波監視業務を着実かつ持続的に実施していくための方策について検討を行うために、電波監視作業班が設置されております。

電波監視体制の今後の方向性につきまして、スライド66でございます。

5G等、高い周波数の利用拡大や新たな干渉源の顕在化、衛星コンステレーション・HAPSなどの通信サービスの進展、外国製等の基準不適合機器によ

る混信可能性増大といった電波利用を取り巻く環境の変化に対応し、時代に即した電波監視を推進するために、移動監視体制の強化、監視設備の早期配備、技術開発の推進、事業者との連携強化、持続的な体制の確保をはじめとする取組に加えまして、流通段階の対策強化に取り組むことで、電波監視との両輪での対応を進めていく必要があると整理いただいております。

今後の電波監視体制の強化に向けまして、電波監視の基本体制の強化、革新的な無線システムへの早期対応、基準不適合機器への対応強化という3つの柱を設定しまして、その柱ごとの具体的な取組内容をスライド67から69にまとめております。

そして、スライド70におきましては、その取組内容と時期などを示しました電波監視体制・未然防止取組強化ロードマップを取りまとめいただいております。これらの取組を着実に実施していくことにより、電波利用環境の保護を図り、安心・安全な電波利用を確保していくことが重要であると考えてございます。

以上が、現在パブリックコメントを行っております電波有効利用委員会報告案の御説明となります。

続きまして、5月8日の情報通信審議会で一部答申をいただきました、900MHz帯を使用する新たな無線利用及び無線設備の認証制度の在り方について御説明をいたします。

まずは、900MHz帯を使用する新たな無線利用につきまして、スライド75と76に検討の背景をまとめております。

MCA陸上移動通信は、中継局を介し複数の通信チャンネルを多くの利用者が共用する自営無線システムでありまして、一般財団法人移動無線センターがデジタルMCAサービスとMCAアドバンスサービスを提供してきましたが、いずれのサービスも終了するということが決まっておりますため、サービス終

了後の周波数の活用方策について、利用ニーズ調査、電波有効利用委員会における検討を行ってきたものでございます。

スライド７７に、その利用ニーズ調査に対する提案の概要と提案周波数帯をまとめております。

そして、スライド７８に電波有効利用委員会におけるヒアリングの観点、そしてスライド７９から８４にかけまして、提案ごとに委員会の先生からいただいたコメントの概要をまとめておりますが、説明は割愛をさせていただきます。

総括として、９００MHz帯の活用方策につきまして、まず１つ目、主に高度ＭＣＡ陸上移動通信の帯域の使用を希望するものにつきましては、この提案のうち、ニーズや社会的意義が明確で実現可能性も高い新高度ＭＣＡとしての活用を検討していくことが適当と整理されております。

また、２つ目、主にデジタルＭＣＡ陸上移動通信の帯域の使用を希望するものにつきましては、提案のうち、よりニーズが明確で、他のシステムによる代替が困難である特定ラジオマイクとしての活用を検討していくことが適当ということで整理をされております。

また、両方の帯域にまたがった使用を希望するものにつきましては、ニーズ、実現可能性、社会的な効果、技術的な要素、いずれにおきましても課題が大きいことなどから、新たに導入する必然性に欠けると整理されております。

これらを踏まえまして、今後の検討課題でございます。

９００MHz帯はいわゆるプラチナバンドとされる周波数帯に当たることから、総務省において、新たな無線システムと既存無線システムとの共用可能性について技術的な検討を行うこと、本帯域の有効利用を一層推進するために、新技術の採用や運用上の工夫などを行うこと、継続的に電波の有効利用を図っていくことなどが望まれると整理いただいております。

続きまして、無線設備の認証制度の在り方でございます。スライド８８に検

討の背景をまとめております。

無線技術の進展を踏まえた新たな無線設備の認証審査の在り方と併せまして、無線設備の利用形態の多様化や、流通工程における電子商取引利用の増加に対応する認証表示の在り方について検討を行ったものであります。

スライド８９です。従来は、ハードウェアで実装されておりました無線機能をソフトウェアによって実現する無線技術が進展しておりまして、新機能や性能向上を迅速に提供するために、無線機能のソフトウェア更新のニーズが増加しております。現行制度におきましては、ソフトウェアアップデートによる工事設計変更の申請時には認証番号が更新されますが、この認証番号の更新により技適マークの更新も必要となり、この技適マークの貼り替えのための製品回収が負担となっております。

続いて、通信事業者のＲＡＮにつきまして、基地局の制御などを行いますＣＵ、無線信号処理などを行うＤＵ、電波の送受信を行うＲＵ、それぞれのインターフェースのオープン化や基地局処理機能の仮想化が進んでいる一方で、現状におきましては、ＣＵ／ＤＵのハードウェアやソフトウェアの変更があった場合に、その組み合わせごとに再認証を要するために膨大な工事設計認証の取得が必要となる上に、再認証ごとに新たな認証番号が付与されるため技適マークの貼り替えが必要となっております。また、ＲＡＮは維持管理のために多様な部品の交換が定常的に発生しますが、現行制度におきましては、電波の電气的特性に影響がない部品であっても、同一の型番でない部品に交換した場合には、再認証は原則必要となっております、それも負担となっております。

こうした現状を踏まえまして、スライド９２でございます。

新たな無線設備の認証の在り方について、工事設計認証番号にソフトウェアバージョン情報を加えて認証情報を管理すること、ソフトウェアアップデートによる周波数等を変更する場合の認証は、ソフトウェアアップデート前の認証

番号と同一認証番号とすることを可能とする方法によりまして、ソフトウェアアップデートによる無線機能の変更についての新たな認証制度を設けることが適当であると整理されております。

また、Open RAN、vRANに関する認証等の簡素化につきまして、Open RAN、vRANの認証に当たっては、ハードウェア管理を簡素化する一方、ソフトウェアバージョン情報を管理し、RU単位での同一認証番号を認めることが適当であるといったしまして、その要件として、ハードウェアの管理、ソフトウェアバージョン情報の管理、CU/DU/RUの組合せに関する認証番号の管理を行っていくことが適当であると整理されております。また、発射する電波に影響がないと想定される部品に関して、同等品への交換を一定の要件の下で認めることで、認証の簡素化を図ることが適当ということで整理されております。

続いて、スライド94でございます。

現行の認証制度における課題につきまして、複数のマークを全て筐体に物理的に表示しなければならないケースにおいて、技適マークを表示するためのスペース、物理的なスペースを確保することが困難になる事態や、製品の実態として包装も容器も存在しないために、「取扱説明書及び包装又は容器」といったものに技適マークを表示する方法を選択することができないといった事態も発生しております。また、多数の部品から構成される製品の場合、1つの部品にすぎない無線設備の変更が、最終製品のマーキングや生産管理工程全体に影響を与えることになりまして、技適マークの変更に伴い生じるコストが非常に大きなものとなっております。さらに、電子商取引販売の増加ということでございますけれども、無線設備のEC販売（電子商取引販売）の増加に伴って、消費者が技適マークの表示を確認できないまま購入の判断をしなければならないといったケースが増加しております。

こうした課題に対しまして、今後の取組の方向性でございます。無線設備の小型化や無線モジュール組み込み製品の増加、E C 販売の増加に伴って、無線設備の目視によって技適マークの表示を確認することが困難なケースが増えてきている現状におきまして、技適マークを製品本体へ直接表示することが困難な場合の表示方法の検討、技術基準適合性が確認できない製品の流通抑止に向けた取組を進めていくことが必要ということで整理をされております。

以上が、9 0 0 M H z 帯を使用する無線利用及び無線設備の認証制度の在り方についての御説明となります。

私からは以上となります。よろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうも御説明ありがとうございました。かなり詳しく、いろいろ書かれておりますので、非常にいいと思います。それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。順番にお伺いしていきます。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 御説明ありがとうございました。電波有効利用委員会の報告については、非常に広範かつ中長期的な視点も含めてまとめていると思ひまして、御担当された皆さんには大変敬服をいたします。

1 点だけ、ちょっとお伺いしたいのですが、こういう形で今回まとめたいただいた一方で、今後、社会環境の変化や、技術開発の進展といった影響が出てくると思うのですけれども、これに関しては例えば、今後 1 年に 1 回なのか 2 年に 1 回なのかも分かりませんが、何かリバイスしていくというようなことは予定されているのでしょうか。

以上です。

○金子電波政策課企画官 御質問ありがとうございます。現在、情報通信審議会の下に電波有効利用委員会が設けられており、昨年 2 月から御審議いただいたものを今般取りまとめるべく意見募集、それから、今後の手続を進める準備

をさせていただいております。

今後、この取りまとめられた報告、また最終的に答申となった暁には、それらを受けまして、総務省において必要な対応を行っていくことと併せまして、今御指摘のありましたとおり、その後の環境変化、状況変化などを踏まえ、電波有効利用の推進の在り方ということについては継続的に議論を行っていき、新たな課題、それからそれに対応するための政策の在り方といったものを、今後とも検討していきたいと考えております。

○大久保代理 分かりました。ありがとうございました。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 御説明ありがとうございました。本当に非常に広くて大きくて重たい分野を御説明いただいて、ありがとうございました。なかなか技術的なこととか全部理解ができたわけではないんですけれども、やはり広い視点で、今後のありようについて検討が進んでいるということは、とてもいいなというふうに思いました。

強いて申し上げるとすれば、こういうところにもユーザーの意見がどこまで反映されていくかということも、最終的な利用者としての、こういうふうに世の中が進んでいくんだということを共に、本当は理解ができるようになるというふうにはちょっと思ったりはしましたが、なかなかお話が難しいから簡単なことではないと思いますけれども、何か機会があったら、そういうチャレンジもしていただけるといいなというふうにはちょっと思いました。これはただの希望です。ありがとうございました。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員 西村です。御説明ありがとうございました。今後とも検討、それか

ら制度整備が続いていくことになろうかと思います。電波の有効利用はもちろんのことでございますけれども、特に重点技術領域にもございましたが、技術的観点からは、人材成果というのは、やはり中長期的に見て、そして取り組んでいかざるを得ないことでもございますので、ぜひよろしくお願いしたいと思っております。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 御説明どうもありがとうございます。多岐にわたる点について、非常に丁寧に御検討いただいている内容だと思います。

どれも今後の検討課題として抽出いただいているわけなんですけれども、個人的に、特に検討の速度を進めていただきたいなと思ったところが2点ございますので、個人的な意見として申し上げます。

1点目が、スライドの9枚目のほうに記載されております紛争解決、紛争処理に関する検討と整備を進めるというところなんですけれども、紛争になっているものについて、いつまでもやはり紛争状態が続くということは一般的に望ましいことではございませんので、非常に迅速な紛争処理ということは常に強く意識して取り組んでいただきたいと思っております。現状の紛争処理ですと、最終的には司法機関に持っていったの最終解決まで、そこまで見込みますと、迅速な処分の紛争処理には到底及ばないところがございますので、ここはかなり踏み込んだ検討をいただきたいと思っているのが1点目です。

それから2点目といたしまして、スライド96枚目の技術基準適合性が確保・確認できない製品の流通抑止に向けた取組というところですが、こちらは消費者を巻き込んだ課題ということになりますので、こちらも迅速な整備に向けてスピード感を持って取り組んでいただきたいと強く思いました。こちらも併せて、なお一層の御検討をお願いしたいというところで、意見として申し上げます。

おきます。いろいろな御検討ありがとうございました。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。何か回答とかございますか。よろしいでしょうか。

○金子電波政策課企画官 ありがとうございます。御指摘を踏まえまして、今後の政策の遂行等、進めていきたいと思えます。ありがとうございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。

私から、非常によくまとめられていて、非常に価値のある資料だと思います。

1点だけ、コメントなんですけれども、77ページ、パブリックコメントでも出してもらえると思うので、多分同じような質問がパブリックから出ると思うんですけども、900MHz帯という非常にプラチナバンドのいい周波数帯で、この周波数帯に関して、これまで行っていた高度MCAとデジタルMCAが両方とも相次いで2027、29年にサービス終了するという事で、この空き地を利用することは非常に価値が高いと思うんですけども、このNetComさんがまた高度MCAで参入を希望されている。それが候補として非常にニーズもあるし、社会的意義もあるということをおっしゃっていて、場合によっては高度MCAがもう一度採択される可能性もあると思うんですけども、そういう場合、一般の方から見ると、既にサービスが終了して、しかも2つとも終了したものを、また参入するというのはおかしい気がするんですよ。

ですから、そういう面では、参入する場合に何が問題であって、機器が古くなったとか、ユーザーの数が減ったとか、そういうことは目的だと思いますけれども、逆に参入する場合に、新しい点というんですか、そこを明記していただいたほうが、普通の方が見ている分には納得いくと思うので。普通、こういうものはサービス終了するとそれは終わりで、次、新しいシステムを入れるのが普通だと思うので、そういう面で、ここはちょっと誤解を招きやすいと。この資料を見てもあまりはっきり書いていないんですよ。

例えば、ちょっとページ見ますと、８５ページですか、そこにもちらっと書いてあるんですけども、具体的ニーズや社会的意義が明確であるということに関して、これは明確であれば、当然サービスが打ち切るはずがないのに関わらず、サービス終了になっているわけですから、その点に関して、留意だけじゃなくて、何が違うのかということと言わないと、高度ＭＣＡをさらにやる理由がよく分からないという気は個人的にしますので、そこに関しては、ぜひパブリックコメントがあった場合に関しては、うまく回答していただくようお願いいたします。

以上です。何か事務局からございますか。

○金子電波政策課企画官　ありがとうございます。今会長から御指摘いただいた点は既に答申をいただいたところでして、パブリックコメントは全て終わった状態になっておりますことを、まず、事実関係としてお伝えさせていただいたうえで、今の点について、移動通信課から何か補足ございますでしょうか。

○五十嵐移動通信課長　笹瀬先生、御指摘ありがとうございます。現在は、どういったシステムを導入したらよいかというところは決まったというところでございます。この後、どの人がやるのかというところを決めるプロセスを動かしていくことになります。その際には、先生から御指摘いただいた点を踏まえてやっていく必要があるかなというふうに思います。

失敗の原因といったところを克服できるのかどうかというところを分かるようにしていければというふうに思います。

○笹瀬会長　ぜひよろしくお願いします。多分ニーズはあって、社会的意義も高いと思いますので、ただ、同じようにまたサービスが終了にならないように、コスト運用的なものとか、それからあとはエリアの確保とか、コストの低廉化とか、そういうことをしっかり判断していただかないと、また同じことになってしまうと。

○五十嵐移動通信課長 提案者からまさにその点を改善するものだというふう
に説明があったところでございます。

○笹瀬会長 よろしくお願ひします。以上です。

ほかに追加の御質問、御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で本報告事項を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○金子電波政策課企画官 ありがとうございました。

(3) 26GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための価額競争実施指針に係る価額競争の参加申請の受付結果

○笹瀬会長 それでは、続きまして、報告事項、26GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための価額競争実施指針に係る価額競争の参加申請の受付結果につきまして、佐藤移動通信企画官から御説明をよろしくお願ひします。

○佐藤移動通信企画官 おはようございます。移動通信課の佐藤でございます。それでは、私のほうから、26ギガ帯における価額競争、いわゆる周波数オークション、こちらの参加申請の受付についての結果につきまして、御報告させていただきます。

総務省におきまして、電波監理審議会でも御審議をいただきました価額競争実施指針、こちらが策定されたことを踏まえて、本年3月10日から4月9日までの間、参加申請の受付を行いました。その結果、5者から申請があったところでございまして、その旨を5月15日に報道発表したところでございます。受け付けて、価額競争実施指針に基づき審査を行いまして、この5者に対して参加することができる旨の通知を行ったということでございます。こちらにつ

きまして、今後になります。まずは保証金の提供に係る手続というのがございますので、こちらを進めるとともに、この価額競争自体はシステム上で実施することになりますので、それに係る準備などを経まして、来月以降に実施をしていくということで今予定をしているところでございます。

私からの説明は以上になります。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。ただいまの御説明に関しまして、御質疑、御意見よろしく申し上げます。順番にお伺いしていきます。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 御説明ありがとうございました。引き続きよろしく申し上げます。

以上です。

○笹瀬会長 ありがとうございます。長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 長田からも、これからまた進んでいくんだなということが分かりました。どうぞよろしく申し上げます。

○笹瀬会長 ありがとうございます。西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員 西村です。御説明ありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたします。

以上です。

○笹瀬会長 ありがとうございます。矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございます。いよいよ始まるんだなと、興味深く見守りたいと思います。引き続きよろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

私からも特に意見ございません。これからうまくいくか、楽しみにしています。

以上です。

ほかに追加の御意見、御質問ございませんでしょうか。

どうもありがとうございました。それでは、以上で本報告事項を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○佐藤移動通信企画官　ありがとうございました。

○笹瀬会長　それでは、次に、有効利用評価部会の議事に入りますので、出席されない職員の方、御退出よろしく願いいたします。

（総合通信基盤局職員（一部）退室）

○松下幹事　それでは、笹瀬会長、よろしく願いいたします。

（３）有効利用評価部会の活動状況

○笹瀬会長　それでは、議事を再開いたします。

本日は、審議会より、総務省総合通信基盤局の同席を求めておりまして、井本総合通信基盤局長、翁長電波部長、小川電波政策課長、山野基幹・衛星移動通信課長、五十嵐移動通信課長、佐藤移動通信企画官が同席しております。私から指名した場合や各委員から求めがあった場合には、総務省から補足的な説明を行っていただくようよろしくお願いいたします。

それでは、まず、報告事項、有効利用評価部会の活動状況につきまして、西村部会長から御説明どうぞよろしくお願いいたします。

○西村委員　承知いたしました。部会長の西村でございます。それでは、報告資料に基づきまして、部会の活動状況を御報告申し上げます。

前回の４月期の電波監理審議会以降でございますが、部会につきましては、２回開催いたしました。資料上段にございます５月７日に開催いたしました第５９回会合における主な概要といたしまして、４点ございます。

（１）が、この後で御説明いたします有効利用評価方針の改定（案）に対す

る意見募集の結果について議論を行いました。(2)でございますけれども、令和7年度の電波の利用状況調査において重点調査の対象となっております、5.9GHz帯を使用する映像STL、TTL、TSL、それから15GHz帯電気通信業務用無線局の調査結果に対する評価結果(案)について議論を行いました。それから続きまして、(3)と(4)というのが、総務省からの令和7年度の電波の利用状況調査に関する報告の続きとなっております。それぞれでございますが、各種無線システムのうち714MHzから8.5GHzまでの①から③までの3つの周波数区分、そして、公共業務用無線局、これらについて総務省から詳細報告を受けたものでございます。

次ですけれども、資料中段にございます5月21日に開催いたしました第60回会合における主な概要は3点ございます。

(1)と(2)は、ただいま申し上げた総務省からの報告に基づき、それぞれでございますけれども、各種無線システムのうち①から③までの3つの周波数区分、そして公共業務用無線局につきまして、評価結果(案)について議論を行いました。続いて3つ目は、総務省からの報告の続きとなっております。各種無線システムのうち8.5GHzを超える残りの④から⑥までの3つの周波数区分、そして総合通信局ごとの調査結果につきまして、総務省から詳細報告を受けた次第でございます。

最後に今後の当面の予定でございます。これらの総務省からの報告を踏まえまして、各種無線システム、それから公共業務用無線局のそれぞれの評価結果案について取りまとめを行う予定となっております。

部会からの報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見よろしくお願いいたします。順番にお伺いしていきます。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 御説明ありがとうございました。部会の先生方にはお忙しいところ時間を割いていただいて、詳細な御検討を進めていただいていると思っております。引き続きよろしくお願いいたします。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 長田です。できる限り傍聴させていただきながらお勉強させていただいているんですけども、本当に部会の先生方が丁寧に検討してくださっているので、今後ともよろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 西村部会長、御説明をありがとうございます。本当にお世話になっていると申し上げたく思います。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

私からも、西村部会長、どうもありがとうございます。部会でかなり詳しく議論させていただいていますので、非常に内容の濃い議論ができていますと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

ほかに追加の御質問等ございませんでしょうか。

それでは、以上で報告事項を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○西村委員 ありがとうございました。

審議事項（有効利用評価部会）

有効利用評価方針改定案

○笹瀬会長 それでは、続きまして、有効利用評価方針改定案につきまして、

審議を行います。

本改定案につきましては、３月１２日から４月１０日まで意見募集を行いまして、提出された意見の取りまとめ及び意見に対する当審議会の考え方の案につきまして、部会において対応いただきました。西村部会長、どうもありがとうございます。

それでは、西村部会長から御説明どうぞよろしくお願いいたします。

○西村委員　引き続きまして、有効利用評価部会長の西村でございます。私からは概要を説明いたしました後、事務局から詳細な説明をお願いできればと思っております。

今御覧いただいておりますとおり、今回意見募集を行った有効利用評価方針の改定案については、主に２つの内容がございました。１つ目はＳｕｂ ６帯の評価におきまして、経過措置を設けた上で、基盤展開率から人口カバー率に変更すること。２つ目は、ミリ波帯等における取組に定性評価を設けること、この２つでございます。

審議事項資料１を御覧ください。

これらに対する意見募集の結果といたしまして、提出された意見は計１４件、内訳といたしましては、法人７件、個人７件でございました。５月７日の部会において検討を行いまして、表に提出された御意見及び電波監理審議会の考え方案をお示ししてございます。今回提出された御意見を踏まえまして、改定案の一部に修正を行っておりますが、この点を含めまして、事務局から詳細な御説明をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○柏崎幹事　有効利用評価部会事務局でございます。それでは、御説明申し上げます。時間の関係上、簡潔に御説明させていただきたいと思っております。

まず、Ｎｏ．１、ＮＴＴドコモから、Ｓｕｂ ６帯について、衛星システム等との干渉条件を加味した評価基準の検討を希望する御意見で、これに対し、引

き続き適時適切な検討が必要としてございます。

N o. 2 は、K D D I から大別して 3 つの御意見がございました。まず 1 つ目は、評価基準の継続的な見直しを希望する御意見で、これに対し、継続性も考慮しつつ、今後も適時適切な見直しを図るとしてございます。

2 つ目は、2 ページの一番上でございますが、S u b 6 帯の評価について、各社のエリア展開に関する考え方等を勘案し、慎重な議論を希望する御意見でございまして、これに対し、引き続き適時適切な検討が必要としております。

3 つ目、2 ページ目の真ん中でございますが、調査・評価項目の継続的な見直しや、集約や見直しを希望する御意見で、これに対し、御指摘を踏まえ、意見募集の案に加え、技術導入状況のさらなる簡素化を図るため、2、4、8 M I M O の区分を取り払い集約する改定を行うなどとし、一番右側の欄でございすけれども、こちら、提出意見を踏まえた案の修正の有無を「有」としてございます。ここで、投影してございますのは後ろのほうにつけております参考資料でございすけれども、黄色マーカーが提出意見を踏まえた修正となっております。右側が現行規定でございすけれども、現在は、2、4、8 M I M O を区別して取り扱ってございます。左側が改定案で、これらをひとまとめの「M I M O」として取扱い、調査・評価の簡素化を図ることといたしました。ほかの箇所でも同様の修正をしてございます。

なお、同趣旨の御意見を、この後のソフトバンク、W C P、U Q コミュニケーションズからもいただいております。

元の資料に戻りまして、2 ページ目の一番下のところから、N o. 3、J T O W E R から、大別して 3 つの御意見がございました。まず、3 ページの一番上でございすけれども、通信量の評価に関しまして、前年度比での言及が必要という御意見でございすが、これに対して、「進捗評価として実施している」としております。2 つ目は、3 ページ目の中段、インフラシェアリングの評価

に関する御意見、また、3つ目につきましては、ページがまたがっておりますが、4ページ目の先頭でございます。こちらは、上空利用に関する御意見で、それぞれ今後の参考としてございます。

N o . 4と5は、ソフトバンク及びW C P から大別して8つの御意見がございました。1つ目は、主に賛同趣旨の御意見でございます。2つ目につきましては、4ページの一番下になりますが、オークション対象周波数は目的や評価の必要性を含め慎重な検討が必要という御意見でございまして、今後の参考としてございます。3つ目は、5ページ目の一番上でございますが、S u b 6帯の人口カバー率の評価について、今後の見直しの際の観点を御提示いただいているとともに、S u b 6帯以外の評価も継続的に見直すべきという御意見で、これに対しましては、引き続き適時適切な検討が必要、また、S u b 6帯以外については、今後の参考としております。4点目は5ページの下段、5点目は6ページの中段にございますが、面積カバー率やミリ波帯の評価について、相対評価ではなく合理的な基準が望ましいという御意見で、昨年と同様の趣旨の御意見をいただいております。これらに対しては、現状、絶対基準の設定が困難であることや、事業者間の競争促進を期待して相対評価としている旨を記載してございます。6つ目は、7ページの前頭でございますが、ミリ波の定性評価に御賛同の御意見。7点目は、このページの2段目、N T N の評価に関して、評価の必要性や妥当性、開始するタイミングなども含めて、引き続き慎重な検討が必要という御意見で、これに対し、適時適切に検討を行うとしてございます。8つ目は、7ページの3段目、先ほどと同様、項目の集約や削減を希望する御意見ですので、割愛させていただきたいと思います。

次に、N o . 6はU Q コミュニケーションズから、大別して2つの御意見がございました。まず1点目については、評価項目の継続的な見直しを希望される御意見で、これに対し、適時適切に検討。また、2つ目は、8ページの中段

でございますが、これも先ほどと同様、項目の集約や削減を希望する御意見ですので、割愛させていただきます。

続きまして、N o . 7 は楽天モバイルから、大別して2つの御意見がございました。1つ目はS u b 6 帯の人口カバー率の評価に関し、S u b 6 帯はトラヒック対策のため需要に応じて置局されるものであり、人口カバー率を主軸としたカバー率の評価は不要。仮にカバー率を継続する場合には、総合的な評価に当たり基地局数など選択できるようにするなど、より柔軟で実効性のある評価基準の導入を希望する御意見です。これに対し、今回の改定の趣旨として、基盤展開率は一定の役目を終えたと考えられるため、ほかの周波数帯と同様に、人口カバー率を中心とした評価を実施すべく改定を行うという趣旨を記載の上、引き続き適時適切な検討が必要としてございます。

2つ目の御意見につきましては、9 ページの下段でございますが、定性評価にミリ波に特化した評価を追加することに反対。また、ミリ波基地局に関しては、同社は一定の成果を上げているが、対応端末が課題であり、後発事業者では自助努力では解消できない。ミリ波活用レポート制度の評価にとどめるべきという御意見でございます。これに対し、ミリ波は定常的なトラヒックが少ないということで、これを増加させるためには多面的な取組が必要であり、ミリ波の利用・普及に向けた取組に対し定性評価を行うとしたもの。また、同社は、基地局数において高い水準にあることや、対応端末の普及が1つの大きな課題であることは理解しているものの、端末、エリア、アプリケーション・ユースケースはいずれも鶏と卵、三すくみ状態という状況の中、定量評価以外の各社の取組をプラス評価として取り上げることで業界全体での利用促進につながることを期待するもの。なお、評価に当たっては、御指摘のような「ミリ波活用レポート」と連携したものを想定、としてございます。

続きまして、10 ページからは、個人の方からの御意見に入りまして、N o .

8、個人1の方の意見については、意見募集の対象外としてございます。

No. 9、個人2の方からは、楽天モバイルの700MHz帯(3MHz幅)の評価項目に、国際標準では規定されていないキャリアアグリゲーションなどが含まれているのはハードルが高いのではないかという御意見でございます。こちらの評価項目につきましては、割当ての際に同社から標準化活動を実施する旨の開設計画が提出され、認定されているという経緯がございます。2年前の評価方針の改定におきましては、そういった点を考慮し、評価項目に反映されたものとなっておりますので、その趣旨を回答として記載してございます。

No. 10、個人3の方からは、ユーザーにとっては、実際の通信速度、そういったものが重要であるなどの御意見でございます。これに対して、通信品質を評価に取り入れる御意見については、今後、総務省における通信環境に関する実地調査等の結果も踏まえながら、その可能性を検討することが適当としてございます。

続きまして、11ページでございます。

No. 11、個人4の方からは、ミリ波のみ端末を評価するのはなぜかとの御意見でございます。これに対し、ミリ波端末に関しては、先ほどの楽天社に対する回答と同様に記載、また、後段の周波数移行に関する御意見については対象外としてございます。

No. 12、個人5の方からは、令和7年度評価において、KDDIの4.0GHz帯とソフトバンクの3.7GHz帯を比べたときに、基地局数やカバー率など、ソフトバンクのほうが数字が高いのに、総合評価はKDDIの4.0GHz帯がAで、ソフトバンクがCというのはおかしい。その要因は、基盤展開率を評価に用いていることが要因であるといった御意見でございます。これに対し、先ほどの楽天社に対する回答と同様に、今回の改定により基盤展開率から、ほかの周波数帯と同様、人口カバー率へ切り替えることなどを記載してご

ございます。

続きまして、No. 13でございます。個人6の方からは大別して4つの御意見でございまして、1つ目の御意見でございますが、3G移行計画の評価にある計画値未満となった場合に適用される「正当な理由」の判断基準等を明示すべきという御意見でございます。この項目は、今回の改定箇所ではございませんが、これに対しましては、正当な理由については様々な要因が想定されるため、あらかじめ基準等を明示することが困難であり、具体的な要因を確認した上で正当な理由かどうかを判断することが適当としてございます。実際には、評価部会におけるヒアリングを通じて確認することを想定してございます。

続きまして、2つ目でございますが、こちらは14ページの上段の枠でございますが、今回のSub 6の評価に係る経過措置の検証・見直しに当たり、社会情勢や免許人の実績状況等を勘案する際の具体的な判断基準を明記すべきという御意見で、これに対しても同様に、様々な状況が想定されるため、あらかじめ基準等を明示することは困難としつつ、引き続き適時適切な検討が必要としてございます。

続きまして、3つ目は、ミリ波等に係る定性評価を導入するに当たり、定量的な補完指標を併用すべきという御意見で、これに対し、基地局数などの定量評価は現在も行っておりまして、これに対して、今回、ミリ波の普及に向けまして定性評価を行うこととしたものとしてございます。

4つ目は、オークションにより割り当てられた周波数の評価を差し控える「当面の間」について、具体的な期間を明示すべきという御意見でございます。これに対し、価額競争により割り当てられる周波数帯については、認定の有効期間は10年間、その条件は最小限のものであり、これに対する達成度を評価することは意味をなさないと考えられる一方で、別の基準により評価することは、事業者の創意工夫を尊重した価額競争制度の趣旨に反するものと考えられる。

ただし、認定の有効期間が満了した以降の評価については検討する必要があり、価額競争制度によらないミリ波の基準をそのまま適用することでよいのかどうか、これについても、電波の利用状況を見ながらの検討を想定しており、状況を見ながら引き続き検討してまいると記載してございます。

最後でございますが、15ページのNo. 14、個人の7の方からは、通信料金や契約手続などの御意見で、こちらは対象外としてございます。

事務局からの詳細説明は以上でございます。西村部会長へお返しいたします。

○西村委員 御説明ありがとうございました。

部会からの御説明は以上でございますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 御説明どうもありがとうございました。それでは、御意見、御質問よろしく申し上げます。順番にお伺いしていきます。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 詳細な御説明ありがとうございました。部会の先生方に関しても大変お疲れ様でした。ありがとうございました。私からは、この内容に関しては特にございません。ありがとうございました。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 ありがとうございます。非常にきちんと検討していただいた結果の考え方のまとめだと思っておりますので、これでいいと、そんな上から目線で申し上げられないんですけども、これで本当に適正だと思っております。よろしく申し上げます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 詳細な御説明ありがとうございます。考え方に賛成いたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

私からも、この意見募集に対する提出意見に対する回答は、これで非常によくまとまっていると思います。原案どおりで結構だと思います。

以上です。

西村部会長から、何か補足等ございますでしょうか。

○西村委員 御審議ありがとうございました。全て御賛同いただいていると理解いたしました。また、この中で、今後また検討していかなければならない点等出ておりますので、引き続き有効利用評価部会として取り組んでまいりたいと思います。

雑駁な説明ですけれども、以上を回答とさせていただければと思います。

ありがとうございました。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。柏崎幹事も、どうもありがとうございました。非常に分かりやすくまとめていただきまして、感謝しております。よろしいでしょうか。

それでは、有効利用評価部会の方針の改定案及び意見募集への提出意見に対する当審議会の考え方につきましては、案が適当だということで案のとおりといたしまして、改定後の有効利用評価方針につきましては、資料のとおり決定したいと思います。どうもありがとうございます。

○西村委員 ありがとうございました。

○笹瀬会長 改定後の有効利用評価方針及び意見募集の提出意見に対する当審議会の考え方につきましては、この審議会終了後に公表したいと思います。資料の公表等につきましては、事務局で御対応よろしく願いいたします。

それから、西村部会長及び柏崎幹事におかれましては、部会の案の整理いただきまして、誠にありがとうございました。また、大久保会長代理、長田委員、矢嶋委員におかれましても、御意見いただきましてどうもありがとうございました。非常に大変な作業だったと思いますけれども、有効利用評価方針改定案へ

の御意見に対する回答は非常に重要だと思いますので、どうもありがとうございます。

それでは、以上で本審議事項につきましては終了したいと思います。どうもありがとうございました。

○柏崎幹事 ありがとうございます。

○笹瀬会長 それでは、総合通信基盤局の職員の方に御退出いただきますようよろしくお願いします。

閉 会

○笹瀬会長 それでは、本日はこれにて終了いたします。

答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣宛てに御提出ください。

次回の定例会の開催は、令和8年6月15日月曜日の10時からウェブ開催を予定しております。

それでは、本日の審議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。